

「こども家庭庁における法令適用事前確認手続」の対象となる法令の条項及び照会窓口の一覧表

住所：東京都千代田区霞が関3丁目2-5

代表電話：03-6771-8030

令和5年4月1日現在

法令名	条項	局等	担当課室	連絡先	e-mailアドレス
児童福祉法	第56条の5において準用する 社会福祉法第58条第3項	成育局	総務課	03-6863-0383	seiiku.kikakuchousei_atmark_cfa.go.jp
児童福祉法施行令	第43条	成育局	総務課	03-6863-0383	seiiku.kikakuchousei_atmark_cfa.go.jp
児童福祉法施行規則	第6条の8第3項	成育局	総務課	03-6863-0383	seiiku.kikakuchousei_atmark_cfa.go.jp
児童福祉法施行規則	第6条の8第4項	成育局	総務課	03-6863-0383	seiiku.kikakuchousei_atmark_cfa.go.jp

※ 迷惑メール防止のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。
メールをお送りになる際には、「_atmark_」を「@」（半角）に直してください。